

データの越境移転に関する研究会

各国のデータガバナンスにおける データ越境流通に関連する制度調査

経過報告

株式会社野村総合研究所

CXコンサルティング部

ICTメディアコンサルティング部

2022年9月27日

NRI

Share the Next Values!



本資料について

- 本資料は、事務局において、各国のデータガバナンスに関する制度のうち、データの越境流通に関連する制度の状況を取りまとめることで、本研究会の議論において参照する基礎資料となることを目指しております。
- 対象国として、欧州（EU含む）、その他先進国、新興国という3つのカテゴリに区分して記載しております。
- また、各国の制度について、対象者、対象データ、制度の目的、データ越境流通に関する制度の内容、という調査項目を記載しております。
 - 各国の制度の全体像をつかむため、一部新興国など、詳細な施行令の記載を省いているところがございます。
 - 制度の目的については、さらに詳細な調査を実施中です。

1. 欧州（EU及び英独仏伊）



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

EUの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
欧州一般データ保護規則 (GDPR)	<p>○管理者 自然人、法人、公的機関、部局又はその他の組織であって、単独又は他の者と共同で、個人データの処理の目的及び方法を決定する者（第4条7項）</p> <p>○処理者 （管理者のために個人データを処理する自然人、法人、公的機関、部局又はその他の組織（第4条8項）</p>	個人データ 識別された自然人又は識別可能な自然人（データ主体）に関する情報を意味し、識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す1つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に識別され得るもの（第4条1項）	自然人の基本的な権利及び自由、特に個人データ保護の権利の保護（第1条2項）	<p>GDPR 上、個人データを EEA 域外に移転することは原則として禁止されている（第44条） しかし、次のいずれか（一つ）を満たす場合には、例外的に域外移転を行うことができる。</p> <p>①充分性認定： 移転先の国が欧州委員会の充分性認定を取得している場合（第45条）</p> <p>②拘束的企業準則（BCR）： BCRの策定による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合（第46条2項（b）号、第47条）</p> <p>③標準契約条約（SCC）： 移転元と移転先との、欧州委員会が採択した SCCを含む契約の締結による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合（第46条2項（c）号）</p> <p>④行動規範： 適切な保護措置を適用するための拘束力があり、執行可能な第三国の管理者又は処理者の約定を伴った、GDPR40条に基づく行動規範による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合（第46条（e）号）</p> <p>⑤認証制度： 適切な保護措置を適用するための拘束力があり、執行可能な第三国の管理者又は処理者の約定を伴った、GDPR42条に基づく認証制度による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合（第46条（f）号）</p> <p>⑥例外事由の充足： データ主体が適切な保護措置が講じられていない域外移転に伴うリスクについて情報提供を受けた上で域外移転について明示的に同意している又はデータ主体との間の契約の履行のために必要である等、所定の例外事由に該当する場合（第49条）</p>



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

EUの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
欧州ヘルスデータスペースに関する規則案	個人電子健康データを扱う管理者及び処理者	個人電子健康データ	欧州健康データスペース（EHDS）の確立	個人電子健康データの国際的アクセス及び移転 個人電子健康データの国際アクセス及び移転に関連して、加盟国は、 GDPR第9条4項 に従い、 制限を含むさらなる条件を維持又は導入 することができる。（第63条） * GDPR第9条4項 加盟国は、遺伝子データ、生体データ又は健康に関するデータの取扱いに関し、その制限を含め、付加的な条件を維持又は導入することができる。



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

EUの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
非個人データの域内自由流通枠組みに関する規則	①域内に居住し又は事業所を有するユーザーに対しサービスとして提供する個人・法人 ②域内に居住し又は事業所を有する個人・法人	非個人データ GDPRが規定する個人データ以外の電子データ	N/A	(原則なし) ○データローカライゼーション規制は、公共の安全の理由に基づき正当化されるものを除き、禁止。(各国は、これに違反する法律、規則又は行政規定による現行のデータローカライゼーション規制を、2021年5月30日までに廃止することが義務付けられている。) ○ただし既存のEU法に基づくデータローカライゼーション規制は除外
データ法 (DA) 案	EU域内の消費者に対して「データ処理サービス」を提供している当該サービスのプロバイダー	非個人データ	非個人データに係るガバメントアクセスに対するセーフガードの提供	データ処理サービス事業者が行う、非個人データの外国政府への提供(越境移転)について一定の制約を課す。データ処理サービスの提供者に対して、EU法との法の抵触を生じうる外国からのデータ提供要求を防止する、技術的、法的及び組織的な措置をとることを求める。(第27条1項) 以下①②③の「かつ」条件で、越境移転が認められる ①外国の裁判所や行政機関のデータ提供命令に基づくEU域外への非個人データの移転は、既存の当該命令を発出した国家とEU又はその加盟国間に締結された刑事共助条約等に基づく場合(同条2項) ②上記の命令に従うことがEU法又は加盟国法と抵触を生じうる場合には、第三国の要求が比例性等を満たしていることや、当該命令について司法審査等の救済があること、といった条件が満たされる場合(同条3項) ③上記の第2項又は第3項が満たされる場合には最小限のデータが提供され得る事、また第5項はその場合にデータの管理者に対して通知を行う場合(同条4項)



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

EUの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
データガバナンス (DGA) 案	○公共部門機関	左記機関の保有する機密データ又は知的財産権によって保護された非個人データ	機密データや知的財産権の保護 (知的財産及び企業秘密の保護がEU法と同水準に保障されていない国に対して)	左記データについては原則EU域外国（第三国）へ移転ができないが、3つの例外を規定する。 例外① 国レベルの十分性 公共部門機関は、第三国の法的、監督的及び執行的な取決めが、 以下のすべてを満たす場合、移転が可能。 ①知的財産及び企業秘密の保護が、EU法の下で確保される保護と本質的に同等であることを保証すること。 ②上記が効果的に適用され、実施されていること。 ③上記に対する効果的な司法救済を提供すること。 (第5条9項)



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

EUの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
データガバナンス (DGA) 案 (続き)	○公共部門機関	左記機関の保有する機密データ又は知的財産権によって保護された非個人データ	機密データや知的財産権の保護 (知的財産及び企業秘密の保護がEU法と同水準に保障されていない国に対して)	<p>例外②：(国レベルの十分性がない場合) 組織レベルの十分性</p> <p>公共部門機関は、第9項に従って指定された国以外の第三国にデータを転送しようとする再利用者に対して、データ再利用者が以下の条件すべてを約束する場合に限り、機密データ又は知的財産権によって保護されたデータを移転することが可能。</p> <p>①データが第三国に転送された後も、第7項から第8項に従って課された義務を遵守すること。 ○データの再利用は、知的財産権を遵守した場合にのみ許可されるものとする。データベース指令の第7条(1)に規定されるデータベースの作成者の権利は、データの再利用を阻止するため、又は本規則が定める限度を超えて再利用を制限するために、公共部門機関が行使することはできないものとする。 (第5条7項)</p> <p>○要請されたデータが商業上の機密に関する連合法又は国内法に従って機密とみなされる場合、公共部門機関は、再利用の結果として機密情報が開示されないことを保証するものとする。 (5条8項)</p> <p>②上記の義務の遵守に関連する紛争については、公共部門機関の加盟国の裁判所の管轄権を受諾すること。 (第5条10項)</p>



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

EUの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
データガバナンス (DGA) 案 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ○公共部門機関、 ○データの再利用の権利が付与された自然人又は法人 ○データ共有プロバイダ ○データ利他主義組織の登録簿に登録された公認団体 	左記機関の保有する機密データ又は知的財産権によって保護された非個人データ	機密データや知的財産権の保護 (知的財産及び企業秘密の保護がEU法と同水準に保障されていない国に対して)	<p>例外③：第三国の司法・行政機関からのデータ提供の求め</p> <p>公共部門機関等が、第三国の裁判所又は行政当局による、連合国内に保有される非個人データの移転又はアクセスを与える決定の相手方であり、当該決定に従うことが、相手方を連合法または関連加盟国法と対立させる危険をもたらす場合に、当該第三国の当局による当該データの移転またはアクセスは、<u>次のすべての条件が満たされた場合にのみ</u>可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第三国の制度が、決定の理由と比例性を明らかにすることを要求し、裁判所の命令等が、例えば、特定の容疑者または違反行為との十分な関連を確立することによって、特定の性質を持つことを要求していること。 ②名宛人の理由ある異議が、第三国の管轄裁判所の審査を受けるものであること。 ③その際、行政当局の決定を審査する管轄裁判所は、当該国の法律に基づき、連合法または適用される加盟国法により保護されるデータの提供者の関連する法的利益を十分に考慮する権限を有すること。 <p>決定の名宛人は、これらの条件が満たされているかどうかを判断するために、本規則に従い、関連する管轄の機関又は当局の意見を求めるものとする。(30条3項)</p>

①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

フランス、ドイツ、イタリアの制度の概要

■ 各国の個人データ保護に関する国内法の整備状況

- GDPRは直接効果を持つ規則であり本来国内法の整備は不要であるが、GDPRに加えて越境移転に付加的な条件が付されている可能性がある。
- しかし、下記の調査の通り、越境移転について、各国法においてもGDPRに追加した越境移転規制（上乗せ規制）は確認されなかった。

加盟国名	フランス	ドイツ	イタリア
データ保護に関する国内法	Law No. 78-17 of January 6, 1978 on information technology, data files and civil liberties	Federal Data Protection Act (BDSG)	the Italian Privacy Code (以下、2回のデクレにより改正 Legislative Decree No. 196/2003 Legislative Decree No. 101/2018)
GDPRとの差異（越境移転）	なし	なし	なし

- 上記の調査見解について、White & Case法律事務所も上乗せがないとの見解をとる；
- (b) Does national law restrict the transfer of specific categories of personal data to third countries?
 - In the absence of an Adequacy Decision, EEA Member State law may, for important reasons of public interest, expressly set limits to the transfer of specific categories of personal data to a third country.
 - **most of the EEA Member States have not implemented any restrictions beyond those set out in the GDPR;**
 - **Cyprus and Denmark**, under certain conditions, apply certain additional restrictions to the transfer of sensitive personal data to third countries; and
 - **Liechtenstein** applies certain additional restrictions to the transfer of personal data by banks or telecommunication companies to third countries.
 - **Slovakia** applies certain additional restrictions to law enforcement authorities that transfer personal data relating to criminal offences and convictions to third countries.

①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

フランスの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
決済データローカライゼーション提案	EU金融機関	決済データ	決済データに係る政治や国家安全保障上のリスクへの対応	クラウドにおける決済データの保管と処理をアウトソースしているEU金融機関が、以下を実施することを勧告している。 ①EEAベースのクラウドサービスプロバイダーを使うこと、又は ②少なくとも非EEAクラウドサービスプロバイダーに対する、EEAにおけるデータのローカライズの、契約による義務付けを求めることを奨励されるよう確保すること。 ③決済データが、クラウドサービスプロバイダーがエンジニアにデータを変えさせることができないような方法で暗号化されるよう求めること。
クラウド認証基準 (SecNumCloud 改正案)	CSP (クラウドサービス提供者) の内、公的機関や社会的に重要なサービスの提供するもの	個人データ/非個人データの区別なし	安全保障/米系クラウドサービスの排除	○クラウド運営者の外国所有及び管理 クラウドサービスプロバイダーは非EU法の免除要件を定める19.6条で、同条は企業所有構造に制限を課している。とくにEU外の個人株主は25%以上所有することができないなどの基準をおいている。 ○強制的ローカライゼーションとローカルスタッフ データローカライゼーション規定として、クラウドプロバイダーは全ての顧客データをEU内で保管し処理しなければならないこと、サービスの運営と監督はEU内から行われなければならないこと、サービスプロバイダーは技術的データをEU内で保管処理しなければならないことを定めている。
データ保存指令	通信事業者	通信メタデータ/テレコムデータ	安全保障	通信記録の一時的な保管義務



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

ドイツの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
電気通信法 (TKG第113条b 以下)	通信事業者	通信メタデータ/テレコムデータ	通信記録保存	特定の電気通信の方法に関する特定のテレコムデータに対してのみ保存義務が課されている (位置データ：4週間、その他のデータ：10週間)
付加価値税法	帳簿や記録の保持義務が課せられる税の支払いに責任を負う自然人、企業	VAT (Value Added Tax) に係るインボイスに係る情報	税務処理	インボイスは電子的に保存されるときを含め、国内保存義務が課されている
税法 (Tax Code)	帳簿や記録の保存が義務付けられている個人や企業	帳簿や記録に係る情報	税務処理	帳簿や記録の保存が義務付けられている個人や企業は、ドイツ国内で当該データを保存しなければならない。

①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理



イタリアの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
国家クラウド戦略 (戦略段階)	CSP（クラウドサービス提供者）の内、公的機関や社会的に重要なサービスの提供するもの	個人データ/非個人データの区別なし	安全保障/米系クラウドサービスの排除	「国家戦略センター」（NSC）を設立し、同センターにより、EU外のCSPから独立してクラウドサービスを提供、管理、制御することとなる。
大統領令第633号 (1972年)	帳簿や記録の保持義務が課せられる税の支払いに責任を負う自然人、企業	VAT（Value Added Tax）申告の為の会計データ	税務処理	VAT申告のための会計データは、第三国がイタリアとの間で直接税の情報交換に関する条約を締結している場合にのみ、第三国に保管することが可能。



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

英国の制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
英国の一般データ保護規則 (UK GDPR)	○データ管理者 ○データ処理者	○個人データ 識別された、または識別可能な自然人 (データ主体) に関するあらゆる情報	個人情報保護	EU GDPRと同様個人データの英国国外国や国際組織への移転につき、原則禁止している (44 条、前文101) 国外移転の条件：以下のいずれかを満たす場合 ① 十分性認定 ： (第45条) ② 拘束的企業準則 (BCR) ： (第46 条2項 (b)、第47条) ③ 標準データ保護条項 (SDPC) (第46条2項 (c)) ④ 行動規範 ： (第46条2項 (e)) ⑤ 認証制度 ：承認された認証メカニズム (第46 条2項 (f)) ⑥ 例外自由の充足 ：データ主体による同意による移転 (第49 条2項 (a)) の他、同意以外の特定の状況における例外 (第49 条2項 (b) - (g)) による移転がある。
データ保護法 (DPA 2018)	同上	同上	同上	免除規定等により、UK GDPR と並立し、補足する役割を果たす。
Data Protection and Digital Information Bill (案)	同上	同上	同上	個人データの国際移転 (詳細は次頁) 第三国及び国際機関への個人データの移転 (第21条) <u>以下スケジュール5/6/7がUK GDPRの一部の修正を提案</u> (1) スケジュール5は、英国GDPRの第5章 (一般的な処理と第三国及び国際機関への個人データの移転) を修正する。 第三国及び国際機関への個人データの移転)。 (2) スケジュール6は、2018年法第3部第5章 (法執行処理および第三国及び国際組織への個人データの移転) を修正する。 (3) スケジュール 7 は、結果的および経過的な但し書きを含む。



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

英国の制度の概要

■ 英国GDPRの第5章の修正を含むスケジュール5（越境移転のデータ保護テストと十分性認定に係る箇所）

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
Data Protection and Digital Information Bill (Schedule 5)	同上	同上	同上	<p>データ保護テストと新しい十分性認定の導入 データ保護テスト及び、「十分性認定（英国が「適切」と判断した第三国への英国の個人データの移転の許可）」を、EUのGDPRとは異なる方法のテストで行うことが法案では提案されている。</p> <p>○データ保護テスト 組織が標準契約条項（SCC）等の仕組みを用いて、個人データを国際移転する際の影響を評価する為に、リスクベースアプローチを取る。 -データ受信者の国でデータ対象者に提供される保護の基準が、英国でデータ対象者に提供される保護の基準より著しく低くないか -相手国の制度と英国の制度を「一項目ずつ比較」する必要はない。 -代わり、テストは、「成果、つまりデータ主体の全体的な保護水準に基づいている。</p> <p>○新たな十分性認定の枠組み デジタル・文化・メディア・スポーツ省（DCMS）が、同様のリスクベースの枠組みを用いて、英国からの移転について新たに十分性の認定を行うための枠組みも定めている。DCMSは既に、米国を十分性の認定の締結の優先法域とすることを発表。 (Schedule 5) 優先法域（優先順） Top Priorities： オーストラリア、コロンビア、ドバイ、韓国、シンガポール、米国 Longer Term Priorities： インド、ブラジル、インドネシア、ケニア</p>



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

英国の制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
会社法 (2006)	英国で事業を行う自然人、 企業	会計情報	会計記録情報の国内保存	会計記録が英国外に保管されている場合、会計と申告書のコピーを国内で保管し、常に閲覧できるようにしなければならない。

2. その他先進国（米加豪NZ韓星）



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理 進め方（案）

米国の制度の概要（連邦法）

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
電子通信プライバシー法（ECPA）	個人データの電子的保存を行う公的部門（含地方自治体）及び民間部門	電子通信（有線又は電子システムによって全部又は部分的に送信される、あらゆる性質の記号、信号、文章、画像、音声、データ、又は情報の伝達）	個人情報保護	データの越境移転に関する規定は定められていない
グラム・リーチ・ブライリー法（GLBA）	金融サービス業に「実質的に従事する」民間の金融機関	非公開個人情報（金融サービスの提供を通じて顧客から収集されるあらゆる情報）	個人情報保護	データの越境移転に関する規定は定められていない（金融機関が非関連第三者に対して非公開個人情報を開示する場合、顧客にオプトアウトの機会を提供する）
医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA）	公的機関（含地方自治体）及び民間機関	保護されるべき健康情報（健康状態、医療の提供、医療費の支払いに関連する情報で、個人に結びつけることが可能なもの）	個人情報保護	データの越境移転に関する規定は定められていない



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理 進め方（案）

カナダの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
個人情報保護及び電子文書法 (PIPEDA)	商業活動に従事する民間組織及び民間事業者	特定可能な個人に関する情報	個人情報保護	<p>具体的な制約はなし。ただし、国際的な移転を含み、第三者処理業者に対する個人情報の移転はすべて、PIPEDA上の「説明責任」原則に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 組織は、その保有又は保管する個人情報に関し、処理のために当該情報が第三者に移転された後も引き続き責任を負う。 - 組織は、第三者処理業者による保護水準を同程度とするために、契約その他の手段を利用するものとする。
デジタルプライバシー法	金融、医療、ITその他商取引に従事する一切の事業者	特定可能な個人に関する情報	個人情報保護	PIPEDAを踏襲



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理 進め方（案）

オーストラリアの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
プライバシー法	公的部門及び民間部門	識別された個人又は合理的に識別可能な個人に関する情報又は意見	個人情報保護	プライバシー原則（APP）第8条（越境開示）が適用される。具体的には： - 個人情報を海外の受領者に開示する前に、海外の受領者が当該情報に関連してAPP（除APP第1条：オープンで透明性のある個人情報管理体制の構築）に違反しないよう、合理的な措置を取らなければならない
私の健康記録法	公的部門	医療データ	個人情報保護	私の健康記録システム（My Health Record System）に記録されている情報をオーストラリア国外に持ち出し、保管、処理、又は取り扱うことを禁止
国防貿易取締法（DTCA）	軍事産業	軍事・防衛用途の商品、ソフトウェア、軍事部品製造の開発・技術 等	安全保障	2021年の防衛・戦略物資リスト（以下「DSGL」という）に記載されている技術を、オーストラリア国内の個人・団体からオーストラリア国外の個人・団体に対し、関連する許可なく「提供」することを禁止している



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理 進め方（案）

ニュージーランドの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
プライバシー法	公的部門及び民間部門 (ニュージーランドの事業者、外国事業者、及びニュージーランドに通常居住していない個人)	識別可能な個人に関する情報	個人情報保護	<p>プライバシー法2020は新しいプライバシー規則（IPP）を導入した。IPPの第12条には「国外への個人情報移転」の条件に関して定められており、移転は以下のいずれかを満たす場合に認められる：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 移転先において、個人情報が入国のプライバシー法と同等の保護水準で扱われる可能性について、個人から同意を得る - 移転先の組織が国内でも活動しており、プライバシー法の影響下にある - 移転先が国内のプライバシー法と同等の保護水準にある - 移転先組織が規定された拘束スキームに参加している - 移転先組織が規定された国に所在している - 移転先組織がプライバシー法と同等の水準で個人情報を保護するという、契約等の法的根拠がある
同上	同上	同上のうち、外国からニュージーランドに移転されたデータ	個人情報保護	<p>外国からニュージーランドに移転された個人データの再移転の場合、越境移転先においてニュージーランドと同等の保護水準が適用されていない場合、プライバシーコミッショナーが移転を禁止する旨が記載されている。プライバシーコミッショナーが移転の妥当性を判断する際に基準になるのは、以下の要素である（法第193条）：</p> <ul style="list-style-type: none"> - データ移転が個人に影響を与えるか - 対象国へのデータ移転が一般的に望ましいとされているか - OECDガイドラインやGDPRに類するルールが存在するか
行政情報に関する法	公的部門	行政情報	個人情報保護	データの越境移転に関する規定は定められていない
地方自治体行政情報会議法	公的部門	行政情報	個人情報保護	データの越境移転に関する規定は定められていない



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

韓国の制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
個人情報保護法	個人情報処理者	個人情報 生存する個人に関する情報であって、氏名、住民登録番号及び映像等を通じて個人を識別できる情報（個人情報保護法2条4項）	個人の自由と権利を保護、個人の尊厳と価値の実現	国外移転は原則として禁止。 （しかし、個人情報保護法上の罰則規定が存在しない。） 国外移転の条件：以下のすべてを満たす場合 ①情報通信サービス事業者等は、利用者の個人情報に関し、本法律に違反して国際契約を締結してはならない。 ②利用者の同意等*を得なければならない。 ③情報通信サービス提供者等は、利用者への通知をしなければならない。（移転する個人情報の内容、移転先の国等） ④大統領令で定める保護措置を遵守しなければならない。 * 利用者の同意等の条件 ①情報主体から別途の同意を得た場合 ②他の法律に特別の定めがある場合 ③情報主体またはその法定代理人が意思表示をすることができない状態にあり、または住所不明等により事前の同意を得ることができない場合であって、情報主体または第三者の緊迫した声明、身体、財産の理由のために明らかに必要であると認められる場合 ④統計作成、学術研究等の目的のために必要な場合で、特定の個人を認識することができな形で個人情報を提供する場合 ⑤公共機関による一定の目的のために必要な場合
韓国国土調査法 （Korean Land Survey Act）	位置情報データを扱う事業者	詳細地図情報	国家安全保障	地図、写真、調査結果、土地監視データ等（物質的な資料とデジタルデータ）の海外持ち出しを、韓国の国防上の利益を損なう可能性がある場合は制限される。（韓国国土調査法第16条）



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

韓国の制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
クラウドセキュリティ保証プログラム Cloud Security Assurance Program (CSAP)	公共機関向けCSP（クラウドサービス提供者）	個人データ/非個人データの区別なし	安全保障	公共機関向けCSPに対して、以下のデータローカライゼーション規則を定めている。 ○クラウドシステムとデータの物理的な保管場所は韓国国内のみとすること ○公共機関向けクラウドサービスと民間機関向けクラウドサービスエリアを物理的に分離すること
電子金融取引監督管理規則（改正） Regulation on Supervision of Electronic Financial Transactions	クラウドサービスを利用する金融機関	金融データ	金融情報の国内保存	クラウドサービスを利用する金融機関に対して、以下のデータローカライゼーション規則を定めている。 ○金融機関が利用するデータは、韓国国内のサーバーで管理すること



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理 進め方（案）

シンガポールの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
個人情報保護法（PDPA）	民間部門	個人情報	個人情報保護	第26条（シンガポール国外への個人情報移転）において、移転先の国のデータ保護水準がPDPAと同等以上であることを要求している
個人情報保護規則	同上	同上	同上	PDPAの下位規範であり、移転組織は、個人情報をシンガポール外の国又は領域に移転する前に、シンガポール外の国又は領域における個人情報の受領者が、移転された個人情報に対して少なくともPDPAと同等の保護水準を確保するために適切な措置を講じなければならない： <ul style="list-style-type: none"> - 法律 - 少なくともPDPA上の保護水準と同等の保護水準の規定を受領者に義務づけ、かつ、契約に基づき個人情報が移転され得る国及び領域を特定する契約 - 拘束力を有する会社規則で同規制の要件を満たすもの - その他一切の法的拘束力を有する文書 - ASEANデータマネジメントフレームワークに基づいたモデル契約条項の活用
公共セクター（ガバナンス）法	公的部門	事実、統計、指示、概念又はその他のデータであって、通信、分析又は処理が可能な形式（個人、コンピュータ又はその他の自動化された方法によるか否かを問わない）であるもの	データガバナンスおよびアカウントビリティの確立	データの越境移転に関する規定は定められていない
銀行法	金融業者	顧客情報	個人情報保護	データの越境移転に関する規定は定められていないが、Code of Banking Practicesにおいて、データの移転先はシンガポールと同水準の個人情報保護が行われている地域であることが定められている。

3. 新興国（中印尼越泰）



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

中国の制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
個人情報保護法(2021)	①重要情報インフラの運営者 ②取扱いに係る個人情報が国家ネットワーク情報部門所定の数量に達する個人情報取扱者 ③中国境内に保存された個人情報を外国の私法又は法律執行機関に対して提供する個人情報取扱者	①重要情報インフラの運営者が中国境内で収集した個人情報 ②所定の数量に達する個人情報 ③外国の司法又は法律執行機関に対して提供する個人情報		<p>重要情報インフラの運営者及び取扱いに係る個人情報が国家ネットワーク情報部門所定の数量に達する個人情報取扱者は、中国の国内において収集し、及び発生した個人情報を国内において保存しなければならない。</p> <p>国外に提供する必要がある場合には、国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格しなければならない。法律・行政法規及び国家ネットワーク情報部門が安全評価を行わなくてよい旨を定める場合には、その規定に従う(40条)。</p> <p>また、主管機関は、関連する法律及び中国が締結し、若しくは参加する国際条約若しくは協定に基づいて、又は平等互惠原則に従い、外国の司法又は法律執行機関による国内に保存された個人情報の提供に関する請求を処理する。主管機関の認可を経ない場合には、個人情報取扱者は外国の司法又は法律執行機関に対して中国境内に保存されている個人情報を提供してはならない(41条)。</p>



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

中国の制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
サイバーセキュリティ法	重要情報インフラの運営者(37条)	中国国内での運営において収集、発生させた個人情報及び重要データ(37条)。外国の事業者からの移転により取得した個人データには適用されない場合があると解される。	ネットワークの安全保障、ネットワーク空間の主権並びに国の安全及び社会の公益の保持、諸組織の適法な権利利益の保護、経済・社会の情報化の健全な発展の促進	域外移転を行うことに業務上の必要性がある場合には、国家ネットワーク情報部門が国務院の関係部門と共同して制定する弁法39に従い安全評価を行わなければならない、かつ、国の関連規定及び関連基準の要求に従わなければならない(サイバーセキュリティ法 37条後段)。 中国国内で業務を展開し、製品又はサービスを提供する活動を通じて収集した個人情報及び重要データについては、中国国内に保存する必要がある(サイバーセキュリティ法37条前段)。外国企業であってもかかる要件を満たす限り規制の適用を受け、収集した個人情報を中国国内のサーバーに保存する必要がある。
データセキュリティ法	①重要情報インフラの運営者 ②中国境内の組織又は個人(36条)	①重要データ ②中国境内に保存されているデータ	国家主権、安全と利益発展の維持	①国の安全と利益の維持、国際的義務の履行の維持に関連する管理品目に該当するデータに対して、法に基づき輸出管理を実施する(データセキュリティ法25条)。 ②中国国内で保存されているデータの取り寄せを外国の司法又は法執行機関から要求された場合、中国主管部門の認可を経ずに当該データを提供してはならない(データセキュリティ法36条)。



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

ベトナムの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
サイバーセキュリティ法 (2018)	電気通信ネットワーク又はインターネットサービスその他サイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外事業者	個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ又はサービス利用者の作成したデータ	サイバーセキュリティの確保	対象データ又はそのコピーを国内に保存する義務がある（26条3項）。ただし、政令草案では次のいずれかに該当しない場合、上記保存義務はないとされる。 1. サービス提供者によるサイバーセキュリティ法の違反 2. 上記違反が当局によってサービス提供者に通知された 3. サービス提供者が当局の指導に応じていない ※「個人情報」の定義等、施行細則については2019年以降起草作業が継続しており、現時点で明らかにされていない。
インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令 72/2013/ND-CP（第3版 (2021)）	①一般ウェブサイトを開設する事象者、②SNS事業者、③モバイルコンテンツサービスを提供する事業者、④オンラインゲーム事業者、⑤データセンタ事業者	対象事業者の扱う全データ ベトナム人である顧客（個人/法人）のデータ	オンラインサービスに対する苦情処理等の執行力確保	管轄行政当局による情報の検査、確認、保管及び提供の要求に対応可能なサーバーシステムを少なくとも1台ベトナムに設置する義務がある。 ※2021年末に公表された第3版では、データセンタ事業者について、ベトナム人である顧客（個人/法人）のデータについて、ベトナムで保存する義務を導入した。
個人情報保護に関する政令案（2021） ※法案段階	個人情報を取り扱う者	個人データ	個人情報保護	以下の4つをすべて満たす場合のみ個人データの越境移転を認める； ① データ主体の同意、② オリジナル情報がベトナムで保存 ③ 移転先国や地域が本政令と同等以上の個人情報保護水準を有していることの証明（書類等の付与）、④ 個人情報保護委員会の書面による承認 ※上記について、① データ主体の同意、② 個人情報保護委員会の書面による承認、③ 個人情報を保護するための情報処理者のコミットメントの存在、④ 個人情報保護手段を実施するための個人情報処理者のコミットメントが存在する、という例外が規定されるものの、両者の関係は現状不明瞭である。

①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

インドネシアの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
電子システム及び電子取引の実施に関する2019年政令第71号	<p>公共電子システム運営者。 電子システム運営者は、自己又は第三者のために、単独又は共同で、電子システムを利用者のために提供、管理及び運営する個人、当局関係者、企業又は社団と定義されている(政令1条)。</p> <p>当該越境移転制限は、民間電子システム運営者に対しては適用されない(20条(2)及び21条(1))</p>	<p>個人情報、個人データ 個人情報は、電子システムを通じたものか否かにかかわらず、単独又は他の情報と共同して、直接又は間接的に個人を識別できる情報と定義されている(1条)。 なお、いわゆるセンシティブ個人情報については定義されていない。また、対象となる個人情報の主体は、インドネシアにいる者に限定されない。</p>	<p>デジタル経済の成長促進、及び電子情報に対する国家主権の強化</p>	<p>個人情報・個人データを域内で保有・保管する義務。 ただし、当該データ・ローカライゼーションに係る規定の例外として、保管技術がインドネシア国内で利用できない場合には、公共電子システム運営者は、国外でデータの保存を行うことができる(20条(3))。 「利用できない」場合に該当するか否かの基準は、通信情報省等の関連省庁により構成される委員会によって決定されるが、当該基準は公表されていない。</p>



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

タイの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
個人情報保護法 (PDPA)	データ管理者又は処理者	個人データ（生存する個人に関する情報であり、直接的か間接的かを問わず、当該個人を特定することができるもの(ただし、死者に関する情報は除く)）	個人情報保護	<p>事業者が個人データを域外に移転する場合、原則として、当該移転先の外国は個人情報保護委員会が定める個人情報保護の基準に従った十分な個人情報保護の水準を備えている必要がある。</p> <p>ただし、以下の場合には例外とされる(PDPA28条、29条)；</p> <p>(1)以下のいずれかの要件を満たした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法令に基づく場合 ② データ主体に、移転先の国又は国際機関が適切な個人情報保護基準を有していないことを通知した上で、本人から同意を得た場合 ③ データ主体が当事者である契約の履行のために必要な場合、又は契約を締結する前にデータ主体の依頼に応じた措置を講じるためである場合 ④ データ主体の利益のために管理者と他の者又は法人との間で契約を遵守するためである場合 ⑤ データ主体又はその他の者の生命、身体又は健康に危害が及ぶことを防止し又は抑制するためであり、その時点で当該データ主体が同意することができない場合 ⑥ 重大な公共の利益に関して活動を行うために必要な場合 <p>(2)企業グループ内の移転等について個人情報保護ポリシーを定めて個人情報保護委員会に認証された場合</p> <p>(3)個人情報保護委員会の定める基準と方法に従い情報主体が自身の権利を行使することができる適切な保護措置を備えた場合</p>



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

インドの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
支払いシステム情報の保存に関する政令、及び同政令に関するFAQ	インド中央銀行による認可の対象となる支払システムの提供者(仲介者、ペイメントゲートウェイ提供者、第三者ベンダー等を含む)。	支払システムに関連する全ての情報メッセージ、支払指示の一部として収集、伝達又は処理されたエンドツーエンドの取引詳細及び情報	デジタル決済の健全な発展、データ漏洩によるリスク低減	<p>支払システムに関連する全ての情報をインドにおいてのみ保存する義務を導入。</p> <p>一定の外国の要素を持つ取引は例外に該当する。インド国内と国外双方の側の情報を取り扱うこととなる越境取引の情報につき、必要に応じてインド国内側の情報についても、インド国外にてコピーを保存してよい。</p> <p>また、越境取引の情報の処理につき、以下のとおり詳細を規定する。</p> <p>① インド国外にて支払システム情報を処理することは許容される。インド国外で情報を処理する場合、支払のための情報処理が行われてから1営業日以内又は24時間以内のいずれか短い期限までに、当該情報はインド国外のシステム上から削除され、インド国内に戻される必要がある。</p> <p>② 決済処理等、支払処理後になされる処理をインド国外で行う場合、支払処理とほぼ同時に行われる必要がある。また、情報はインドでのみ保存されている必要がある。</p> <p>③ 払い戻し等、支払処理に関連する処理の場合、情報が保存されているインドから、いつでもアクセスすることができる。</p>
統一ライセンス法	同法に基づき電気通信省からライセンスを受けた電気通信サービス事業者	サービス利用者の財務情報、及び利用者情報(外国からの移転データは除く)	ICTを活用する新しいアプリケーション、サービスの自由な成長	サービス利用者の財務情報及び利用者情報をインド国外に移転することを禁止(統一ライセンス 39.23条(viii))。



①各国のデータ越境流通に関連する制度のリストアップと整理

インドの制度の概要

制度名	対象者	対象データ	制度の目的	データ越境流通に関する制度の内容
ヘルスデータマネジメントポリシー (HDMP) 改正案 (2022)	Ayushman Bharat Digital Mission (ABDM) (全ての国民の診療記録とインド全土の医師および医療施設の情報を管理するプラットフォームを構築する政策) に参加するデータ受託者	左記データ受託者の取り扱う個人データ	個人情報保護	インド国内での保管を義務付ける (No personal data shall be stored beyond the geographical boundaries of India, subject always to the provision of applicable laws.)